

聖籠町告示第35号

聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱の一部を改正する告示

聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱（平成13年聖籠町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「、世帯主が保険税の納期限から1年間経過後なお当該保険税を納付しない場合において」を削り、「第9条第3項及び第4項の規定」を「第9条第3項、第4項、第6項及び法第63条の2各項の規定」に改め、「支払いの一時差止め（以下「給付制限」という。）」の次に「及び一時差止めに係る保険給付からの保険税額控除の」を追加する。

第13条第1項中「納税対策室長」を「税務課長」に改め、「同室徴収取扱主任」を「同課徴収取扱主任」に改める。

第16条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。